

第8章 廃棄物の現況と対策

第1節 一般廃棄物の現況と対策

1 ごみ処理の現況と対策

廃棄物を適正に処理することは、生活環境を保全し、快適で住みよい生活を営む上で極めて重要である。

一般廃棄物は、ごみとし尿に区分されるが、ごみについては、市町村の責任で収集・運搬・処理がなされており、収集されたごみは、焼却、破碎等の中間処理や再資源化が行われた後、埋立処分されている。

ごみの総排出量は、平成3年度をピークに平成4年度には減少し、その後は横ばいの傾向を示し、平成7年度には約28万トンとなった。(図2-8-1)

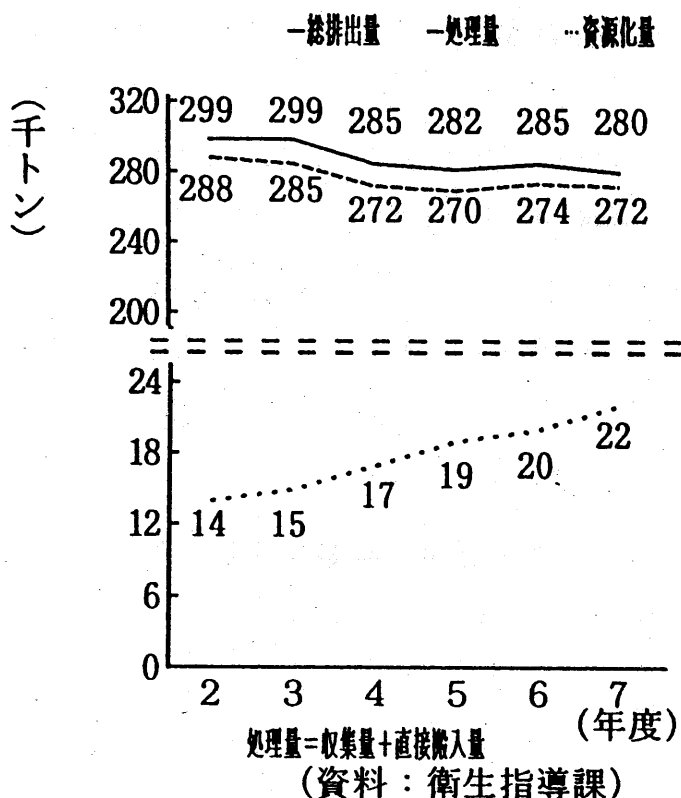
これは、「福井県廃棄物減量化・再生利用推進計画」の推進や、市町村等における減量化・リサイクルに対する積極的な取組み、県民の意識の高揚等が要因として考えられる。

収集等の内訳は、市町村の直営あるいは委託業者、

許可業者により収集された計画収集量が約24万2千t、処理施設へ直接搬入された量が約3万t、自家処理量が約8千tとなっている。

計画収集量における種類別の内訳は、一般ごみ約22万2千t、粗大ごみ

図2-8-1 ごみの総排出量の推移



約7千t、資源ごみ約1万3千tとなっている。

ごみ処理の内訳は、処理量に対して焼却約82%、資源化約7.9%であり、最終処分量は約5万3千tとなっている。（資料編表5-21）

ごみの収集形態は、ごみを一括して収集する混合収集と可燃物、不燃物等ごみの種類別に収集する分別収集がある。本県ではすべての市町村で可燃物と不燃物の分別収集を行っており、さらに資源ごみ（びん、かん等）の分別収集を行う市町村がほとんどである。

県内市町村のごみ焼却施設は14施設で、その処理能力は1,106t/日、粗大ごみ処理施設は6施設で、処理能力は174.9t/日、また、埋立処分地施設は15施設である。（表2-8-2）

表2-8-2 ごみ処理能力等の推移

年度	ごみ処理施設		粗大ごみ処理施設		埋立処分地施設	
	施設数	能力(t/日)	施設数	能力(t/日)	施設数	埋立量(百t)
5	14	1,185	6	134.9	15	668
6	14	1,185	6	134.9	15	625
7	14	1,106	6	174.9	15	534

（資料：衛生指導課）

今後、ごみの質の多様化や処理の困難化、ごみ焼却施設からのダイオキシン排出問題等に対処するためには、廃棄物処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、長期的な展望のもとに循環型処理を目指した施設整備を促進する必要がある。

また、一般廃棄物の中で相当部分を占め、再生資源として利用が可能な容器包装廃棄物のリサイクルの促進を目的とする「容器包装の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）が、平成7年6月に制定された。平成9年4月からは、本法に基づき、ガラスびん、ペットボトル等の容器包装廃棄物の分別収集および再商品化が開始され、リサイクルが推進されることになる。

2 し尿処理の現況と対策

し尿は、公共下水道、浄化槽およびし尿処理施設等で処理されており、平成7年度における公共下水道人口は約32万5千人(県人口の39.2%)、浄化槽等人口は約25万6千人(県人口の30.9%)となっている。これら、二つを合わせた水洗化人口は約58万1千人(県人口の70.1%)となっており、年々増加している。

一方、汲み取りし尿収集人口は約23万1千人(県人口の27.9%)、自家処理人口は約1万6千人(県人口の2.0%)となっている。これら二つを合わせた非水洗化人口は約24万7千人(県人口の29.9%)となっており、年々減少している。

このうち、汲み取りし尿と浄化槽の汚泥は、し尿処理施設で処理されている。し尿・浄化槽汚泥は、市町村の委託または許可を受けた業者により収集されている。

図2-8-3 し尿及び浄化槽汚泥の
処理内訳の推移

平成7年度における総収集量は約25万2千kℓで、このうち、し尿は約13万7千kℓ(54.5%)、浄化槽汚泥は約11万4千kℓ(45.5%)となっている。公共下水道の普及により収集量は減少している。(図2-8-3、資料編表5-22、23)

今後さらに、公共下水道の普及が進むと思われることから、長期的、総合的な視点から、し尿処理施設の計画的整備を進めていく必要がある。

県内市町村のし尿処理施設は11施設で、その処理能力は846kℓ/日である。(表2-8-4)

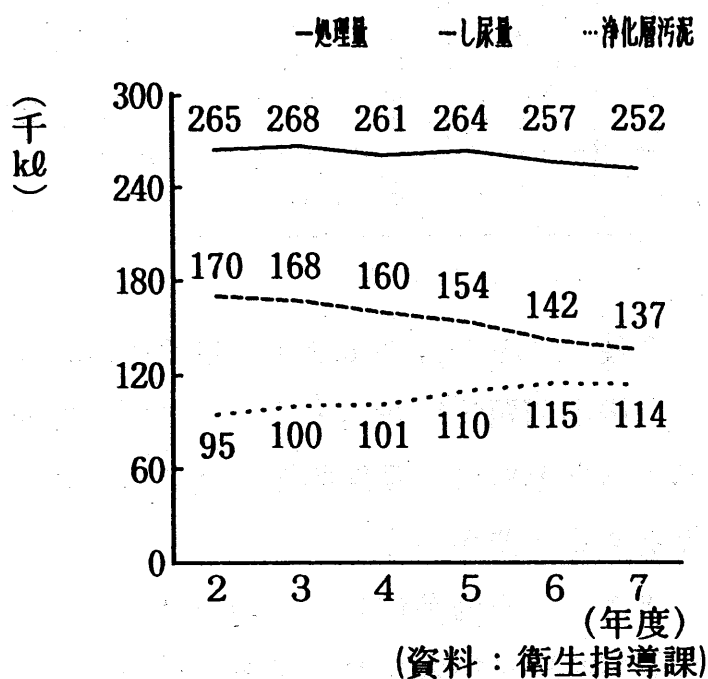


表 2－8－4 し尿処理能力の推移

年 度	平成 3 年	平成 4 年	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年
施 設 数	1 1	1 1	1 2	1 1	1 1
処理能力 (kl／日)	8 6 7	8 6 7	8 7 5	8 4 6	8 4 6

(資料：衛生指導課)

3 空き缶散乱防止対策

缶入り飲料の普及と自動販売機の増加に伴い、観光地や道路における空き缶の散乱は、環境美化等の観点から大きな社会問題となっている。しかし、この問題は県民や国民のモラルに負うところが大きいため、県では、より美しいふるさと福井を築くことを目的に、各種の啓発活動等を行い、空き缶散乱防止対策を進めている。

その一つとして、昭和59年から平成3年まで、環境週間(環境月間)に合わせ、市町村の協力を得ながら「県民総ぐるみ空き缶回収運動(環境美化運動)」を実施し、広く県民の参加を求めてきた。

平成4年度からは、市町村における拠点地区の設定や、県の行う環境美化関連事業を統一行動日に合わせて実施するなど、県民、事業者、行政が一体となって「クリーンアップふくい大作戦」を展開している。

(後述「環境月間行事」参照)

このほか、空き缶のポイ捨て防止や空き缶回収運動への参加を呼びかけるポスターやチラシを作成・配布するなどの啓発活動を行っている。

また、県内の美化運動としては、福井県クリーン大作戦や市町村、各地域ごとの活動、学校が中心となった活動などが、年間を通して数多く行われている。

このような県・市町村・各種団体等による積極的な取組により、徐々に県民の環境美化・空き缶問題に対する理解は深まってきたと考えられるが、依然として空き缶のポイ捨ては、跡を絶たないのが実情である。今後とも、学校教育、企業教育等による意識の啓発、実践活動の推進などを図っていく必要がある。

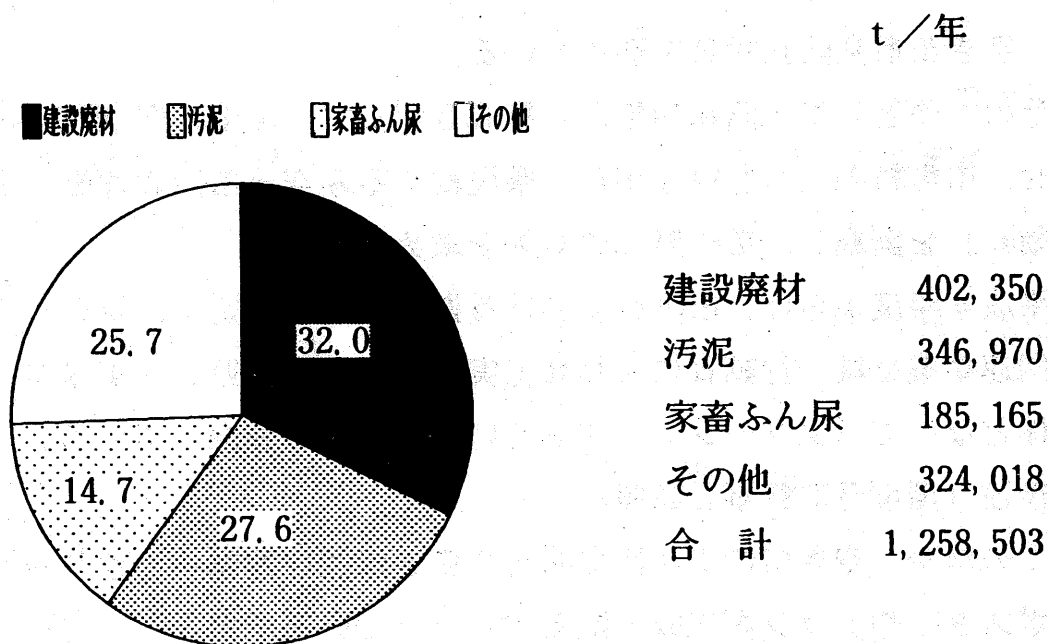
第2節 産業廃棄物の現況と対策

1 産業廃棄物の現況

産業廃棄物については、焼却、破砕等の中間処理や再資源化が行われた後、埋立処分されている。

平成3年度に実施した産業廃棄物実態調査結果によると、2年度に県内で排出された産業廃棄物等は約126万tであり、種類別では、建設廃材40万t(約32%)、汚泥35万t(約28%)、家畜ふん尿19万t(約15%)の順で、この3種で全体の約74%を占めている。(図2-8-5)

図2-8-5 産業廃棄物種類別発生量(平成2年度推計)



(資料：衛生指導課)

表2-8-6 産業廃棄物処理業者の状況(平成8年3月31日現在)

許可区分	収集・運搬のみ	中間処理のみ	最終処分のみ	収集・運搬および中間処理	収集・運搬および最終処分	中間処理および最終処分	収集・運搬・中間処理および最終処分	合 計
産廃許可業者数	359	19	0	50	3	3	3	437
特管産廃許可業者数	66	2	—	4	—	1	—	73

(資料：衛生指導課)

産業廃棄物の処理は、排出事業者自らが処理するのが原則であるが、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託することができる。この処理業者は平成7年度末現在で510業者あるが、そのうち約83%は、収集・運搬のみを行う業者である。（表2-8-6）

2 産業廃棄物処理対策

近年、産業廃棄物の排出量の増大、質的な多様化とともに、処理の広域化が進んでいる。

このような廃棄物を取り巻く環境の変化に対処するため、国においては平成4年7月以来の大幅な「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正を予定しているところである。

県としても、平成5年3月に策定した「第四次福井県産業廃棄物処理計画」を基に、減量化・再生利用の促進と廃棄物処理体制の確立を図っているところである。

また、平成3年12月に策定した「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」に基づき、県民への啓発とともに、不法投棄等の不適正処理の未然防止を図っている。

そして、平成8年6月には、産業廃棄物の適正処理を推進するため「福井県産業廃棄物適正処理指導要綱」を策定し、同年10月に施行したところである。